

世田谷区選挙管理委員会告示第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第11項並びに第5条第1項及び第15項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定における令和8年3月2日調製の選挙人名簿登録者総数の50分の1の数、6分の1の数及び40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は次のとおりである。

令和8年3月2日

世田谷区選挙管理委員会

50分の1の数            15,565

6分の1の数            129,702

40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数    196,369